

戦争法廃止、消費税増税反対の署名を集め、会員・読者を増やしましょう！

2016年7月4日(月)発行

No.191

名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

税務署から
「売上、仕入、費用及びリベート等に関する資料の提出方の依頼について」という文書が届いています

6月24日付で「売上、仕入、費用及びリベート等について」という文書が、名古屋北税務署、名古屋西税務署から届き、多くの問い合わせがあります。

文書の欄外に「この依頼は、皆様のご理解とご協力により任意の提出をお願いするものです」とあるように、提出は、あくまでも『任意』です。

提出しないことで、税務調査など『不利益な扱い』を受けるものではありません。

対象となっている項目は、取引先の住所、名称(氏名)、取引先の金融機関、口座番号など重要な「個人情報」を含んでいます。また、個人番号や法人番号などを記載する欄はありません。

この文書の目的は『資料情報の収集』が目的であり、税務署からの『お願い』です。

個人情報の『流出』『紛失』が最も多いのは国の機関です。

判断に迷った場合は、問い合わせ下さい。

婦人部員のつばやき聞き逃さず すぐに対応し、年金受給が可能に

六月一八日(土)に開催された「名古屋北部民商婦人部第五回定期総会」に参加した三浦章代副部長は、帰りの車内でSさんから「六年ぐらい厚生年金を掛けてきたけど、国民年金を払えなかった時期があつて、年金をもらえないの」という話を聞きました。

「本当かな?」と思った三浦さんは、二〇日(月)朝、民商に電話で問い合わせました。対応した事務局の「追納」という制度もあるし、本人の記憶だけで受け取れないと判断しないで、年金事務所へ加入履歴を確認してみれば、「年金は請求しないで受け取れないし、時効で受け取れなく場合もある」とのアドバイスを受け、翌二一日(火)早速Sさんとともに大曽根年金事務所へ出かけました。

加入履歴を確認してもらったところ、対応した職員から「Sさん。年金を受け取ることが出来ますよ。すぐに申請しましょう」と伝えられ、その場で『年金請求書』を提出し、年金を受け取ることができるようになりました。

Sさん本人はもちろん、三浦副部長も「相談して良かった」と自分のことのように喜んでいきます。年金の受給には申請が必ずです。とにかく民商へ相談してください。

必ず選挙(投票)に行こう

七月一〇日(日)は参議院議員選挙の投票日です。今回から一八歳以上に選挙権が拡大されました。

「どうせ変わらない」「誰がやっても同じ」と棄権することは、白紙委任することになります。これまでも振り返り、これからを託せる「政党」はどこか?候補者は「誰」か?を見極め、正しい選択をすることが大切です。消費税を上げ、社会保障を切り捨てたのはどの政党か?思い出してみよう。

名古屋北部民商 共済会第5回定期総会のお知らせ

日時: 7月21日(木) 午後7時~

場所: 名古屋北部民商・3階会議室

第1部: 名古屋市政「出前トーク」

テーマ『心の健康づくり・いのちの支援』

講師: 新畑敬子・精神保健福祉センター所長

齋藤大起・健康福祉局障害企画課主査

第2部: 第5回定期総会 (午後8時10分~)

15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。
会費の集金は15日80%、月末100%になるようご理解、ご協力を!!